

車両制限令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては四・一メートル、その他の道路を通行する車両にあつては三・八メートル

第十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三条第一項第三号の規定による指定を受けた道路について、高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。

第十四条第二項中「第十条」を「第十条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

（道路法施行令の一部改正）

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「第十条」を「第十条第二項」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三条第一項第二号イ」の下に「及び第三号」を加える。

理由

近年の道路交通をめぐる経済社会情勢の変化に対応して、道路との関係における車両の高さの最高限度を引き上げる等の改正を行う必要があるからである。